第６回山田町災害復興支援事業等検証委員会

日時：平成26年２月27日（木）10：00～

場所：盛岡市　盛岡地区合同庁舎　８階講堂Ｃ

１　開　会

（千葉商工企画室管理課長）

おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから第６回山田町災害復興支援事業等検証委員会を開催いたします。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと存じます。委員長が議長を務めることとなってございますので、桐田委員長に議事進行をお願いいたします。

２　協議内容

（１）検証報告書のとりまとめについて

（２）その他

（桐田委員長）

皆さん、よろしくお願いいたします。今お手元にお配りしておりますのは、資料ナンバー６―１と６―２であります。

きょうの進め方は、前回５―１としてお示しをした報告書案についてご意見を伺いましたので、それらを反映させたものを６―１として整理をしております。改めてこれについてご協議いただきたいと思います。

きょうの進め方ですが、資料の６―２で新旧対照表の主な点を私からポイントを要約して説明をした後、報告書を委員の皆さん方に黙読をしていただいた後、意見交換に入りたいと思いますし、お一人ずつ発言をしていただくということも想定しながら進めていきたいと思います。

それでは、６―２をごらんいただきたいと思います。左側が前回２月19日に記述していた修正前で、右側が本日報告書の中に書き込んでいます修正後のものであります。一部表記の誤植などありましたので、その場面に来たら修正をしながらご説明をしてまいります。

最初の左端に１と書いてあるのが１カ所目ですけれども、23年度補助事業計画審査の欄で、修正前は県は事業要件に明らかに違反する事項がない事業計画は承認というのがわかりづらいということもあったので、右のほうで、県は事業の有効性や効率性を考慮しながら、実施要領で定められている事業要件に違反していないかどうかを重点に審査を行っていたというふうに丁寧に書いたところです。

次の２番目は、他県調査を行った理由などあったほうがわかりやすいのではないかということで、右側の修正後の欄で、第１回委員会においてベンチマークを求める意見に基づき調査を行ったというふうな書き込みをしております。

次の３番目が、左側の修正前については他県と同様の方法で行われていてという書きぶりだけだったので、もうちょっといろんな意見を加味しながらということで、右側のほうの最初の行は、事業に用いる経費の算定方法や業務ごとの内訳が明らかとはならな

いという実態だったので、県はそれらを把握する運用をするべきではないかという意見もあったと。その次、ほかの県の比較においては、ほかの県においても経費の算出を求めていない事業計画書としている県もあったということと比較すると、標準的な方法と言い得るというような書きぶりにしています。

それから、次の４番目は、23年度事業の進捗管理でありますが、ここの書きぶりがより正確性を期すために、右側のほうで、②で、毎月末に雇用実績などを確認しておりますので、そういった取り組みも正確に書いたというところであります。

次のページを開いていただいて、５番目なのですが、５番目は同じく進捗管理の部分ですけれども、補助金の適正化法を引用して、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うことという法律を引用しておりますが、これについてはくどくなる感もあったので、削っております。

次から、６番目が完了確認の部分ですが、人件費以外は金額の大きなものはという記述の部分で、わかりづらいというご意見もあったので、人件費以外は領収書等を確認したと、金額の大きなものは内容についてヒアリングをしながら行っているということであります。

次の７番目は、旅費については復命との突合は行っていないという、ちょっと唐突な書きぶりだったので、もう少し書き込みが必要だというご意見もあったので、右側のほうで、旅費については県は支出実績を中心に確認することとしており、突合までは行っていないという書き方です。

次の８番目からは御蔵の湯の件ですが、説明をわかりやすくするために、右側のほうの２行目の真ん中ぐらいで、公衆浴場設備についてはリース料として計上されており、制度で禁止されている財産取得に当たる経費はないというふうな書きぶりにしています。

それから、次の９番目の御蔵の湯は、ページがまたがってしまいましたけれども、２ページ、３ページをあわせて見ていただくと、書き直しをしたものであります。ほぼ全体的に書き直しをしましたが、書く順番等を調整しながら必要な情報を盛り込んだということであります。

２ページの下のところで、県が示していた懸念事項は、御蔵の湯の建築材料費の支出が建設・土木事業に該当しないかどうかという点を懸念しておりましたので、それについてはこういった方針で対応することとしという、前回も書いていた記述を踏まえて、町から提出された文書で次の事項が明確に示されたため補助対象にしているということで、提出された文書の該当箇所を引用しております。その分、分量が増えております。

そして、この説明については、補助制度に合致しないものであるとは断定しがたい内容であり、それらが全く成立し得ないものではなかったことから、補助対象にしたという、そういった県の対応は一概に不適切であるとまでは言いがたいというふうになっています。

次の２行目の後半に、「会計処理がずさんであると指摘しして」という、ちょっと「し」

がダブっておりましたので、ここはどちらかの「し」を削除願います。「さらに踏み込んで、詳細な事情を確認することもできたのではないか、との意見もある」ということを加えております。

それから、次の10番目は、24年度の補助事業の審査でありますが、何々だろうかと思うという書きぶりがふさわしくないということで、右側のほうで、「今後に向けて検討の余地がある」と直しております。

４ページの11番に参りまして、緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方の記述ですが、左側の修正前は、「今回の事案は、大規模な震災津波被害の直後という特殊な状況下」ということでありましたが、こういうことよりも右側の修正後のところで、「不適切な事業受託者による事例」というほうが的確ではないかということで、書き直しております。

それから、次の12番目で、「市町村と同じ立場で助言・指導する」というのを、「市町村を尊重して」というふうなご意見がありましたので、書き直しております。

次の13番目ですが、３つの丸で、「県は」という書きぶりが不明な部分が最初の１番目の丸で、一番上の丸であったので、どちらも「県」はという主語を冒頭に出してきて、よりわかりやすくしたということであります。

次の14番から総括でありますけれども、県や町が適切な判断であったということをわかりやすくするための書きぶりにしております。

それから、最後の５ページの15番、16番でありますけれども、15番のところは修正前の前回の報告書案には記述がなかった部分であります。今回この部分に書き込んだのは、町が委託してりばぁねっとが実施した事業において、りばぁねっとが事業資金を使い果たして事業を休止し従業員を解雇、さらに県と町が行った調査の結果、多額の経費が補助対象外となったと、県はこういった事案が発生したことについて重く受けとめるべきであるという指摘をしております。

次の16番のところは、過度の負担や過剰な関与ということについてわかりづらいというご意見もあったので、右側のほうでは地方分権の観点から市町村の主体性を確保する、それから次は、緊急雇用創出事業の柔軟な……次は「田倉画」と書いてありますけれども、「企画」です。柔軟な企画を尊重するという基本的な考え方のもとで、事業の円滑な執行を妨げるような過度な事務処理上の負担、あるいは市町村の自立性を損なうような過剰な関与、そういったことを避けることに留意するというふうにより表現をわかりやすくしているところでございます。

このようなところが主な書きぶりの修正としてご意見をいただいております。そういった点も踏まえて、今ピンポイントで修正箇所だけごらんいただきましたけれども、全体像の中でまた違ったイメージがあるかもしれないので、大変申しわけありませんが、10分程度黙読していただきながら、ご意見について伺っていきたいと思っております。

それでは、20分までそれぞれ黙読をお願いしたいと思います。

〔報告書（案）黙読〕

（桐田委員長）

それでは、そろそろよろしいでしょうか。

先ほどの６―２の資料、訂正箇所がもう一カ所ありましたので、追加でご報告します。７番目の項目の旅費の部分でありましたが、６―２に書いてある言葉は「旅費については、県は支出実績額を中心に確認することとしており」と書いてありますけれども、本文のほうは、「確認したため」というふうに直しておりましたので、ここの部分は「県は支出実績を中心に確認したため」というふうに修正させていただきます。

それでは、報告書の案について、大変申しわけありませんけれども、検証の部分と、それからあり方の部分と総括の部分と３つに分けてご意見伺っていきたいと思いますので、最初はページにして17ページから34ページの部分についての記述について、ご意見や何かお伺いさせていただきますが、もしいろいろ関連してこう直したいからという、直すべきだというご意見があるのであれば限定しませんので、今ここでお伺いしたのはⅣ番、Ⅴ番、Ⅵ番の、県の対応の検証と、それからⅤの執行管理のあり方、総括という３つの項目でありますけれども、全体を通してご意見がある場合はそれでも構いませんが、まず一旦、Ⅳの対応の検証の部分はいかがでしょうかということでお伺いしてまいります。

田口委員、どうぞ。

（田口委員）

検証として必要なものは全て入っていると思うのですが、少し言葉のところで、ちょっと事実とニュアンスが違うなという箇所がありましたので、指摘させていただきます。

最初に、21ページの一番下の行で、「通常の事務処理と比べて例外的にりばぁねっとに対して指導を行っている」と書かれています。例外的にというと、本当はしなくてもいいことをしたような受け取られ方をするので、これは通常は行っていない指導を行ったというほうが事実に近いのかなと思っております。

それともう一カ所は、31ページの下から２行目なのですけれども、「一度感じた不審な事由」という、一度感じたというのが何か人間の感覚になるので、ここは外したほうがいいのかなと思います。つまり何らかの基準に沿って不審な事由があるというふうに判断したわけですから、感じたとなると人間の感覚になってしまうと思うので、ここはちょっと表現を修正していただきたいと思っております。

もう一カ所、34ページになるのですけれども、下から７行目、「「りばぁねっと」の会計処理がずさんだという考えを」という、ここは「考え」というよりも「認識」のほうが事実に近いのかなと思っております。

私からは以上、言葉の問題も含めて３カ所指摘させていただきます。

（桐田委員長）

ありがとうございました。

そのほかどうでしょうか。菊池委員、お願いします。

（菊池委員）

前回も議論のあったところだったので　**（聴き取り不能）**　方式で**（聴き取り不能）**のではないかという話を　**（聴き取り不能）**　ですけれども、その後事務局のほうともいろいろ話をさせてもらって、事務局なりの見解なり主張があるということはわかったのですけれども、協議　**（聴き取り不能）**　私のほうでも疑問が解消されたというほうには至らなかったので、私としては審査が不十分な可能性はあるというふうには考えております。その辺が全体の一致を見るということにはなっていないというような話だと思いましたので、せめてという話で少数意見として記載してほしいということで、18ページの一番下です。最後のところでしょうか、事業計画書における積算内訳の記載のみでは、事業に用いる経費の算定方法や業務ごとの内訳が明らかとはならないため、それらを把握するべきだったのではないかという意見もあるというようなことで記載してもらっていますというところです。ここに書かれているもの以外でも、経費の内容であるとか事業内容というものが　**（聴き取り不能）**　話はあったので、ここに書かれていることで言い尽くされているわけではないかなと思いますけれども、ここはそういう趣旨で記載をしてもらっているところです。

そういった立場からすると、その後の全体のトーンが変わってくる可能性はあるのですけれども、　**（聴き取り不能）**　審査のところでいうと、他県比較のところに関しても、私の方からすればということにはなるのでしょうけれども、必ずしも　**（聴き取り不能）**　というところはちょっと判断しかねるところがありますし、次の段落の「支出内容の必要性の有無まで深く立ち入る」というところですが、それは深く立ち入っているわけではないということだと思いますので、表現としては多少それについては違うかなというところはありますけれども、それはそういう意見だということで　**（聴き取り不能）**　いただいているところであります。というのが　**（聴き取り不能）**　というふうに思います。

あと、御蔵の湯のところです。前回田口委員のほうからも、「不適切とは言えない」というような形でいいのかというような話があったかなというふうに思いまして、今回のものの30ページのところですか、「一概に不適切であるとまでは言い難い」という表現に落ちついたということなのですが、これ私のほうもその間に話をさせてもらって、そのときの担当者の疑問の主たる部分が　**（聴き取り不能）**　だとかそういうことではなくて、建設・土木事業に該当するのかどうかといったことで、財産の取得制限に違反しないのかどうかという話であったので、町の回答というのは、その部分に答えるものになっていると考えることもできるのだろうというようなところで、もしその点しか気にしなくて、この回答で満足だと考えたのであれば、十分だと考える可能性もあるので、一概に不適切であるとまでは言いがたい可能性もあるよという話も私のほうではしたところでだったので、それをとっていただいたかどうかというのはわからないのです

けれども、こういう表現になったのかなというふうに思っているところです。

その上で、個人的なところを申し上げると、建設・土木事業に当たらないので不適切だというふうな判断、一旦県として回答した上でこういう回答が出たものでしたので、本当にこれで解消されているのかというところ、ちょっと厳密に見ていくと疑問が残るところだなというふうに思っているので、時間の関係等もありますので難しいかもしれませんけれども、なぜ１回だめだと言ったものをこれで解消されたと思ったのかというのは、厳密には担当者なりに聞いてみなければよくわからないところがあるのかなというところは実感としてあるところです。説明自体も、建物を建ててもらった上でのリース契約というものもあり得ない話ではないので、そういうふうに考えたのだろうかなというふうな、ちょっとある意味こちらで補充してあげてというか、善解してみれば疑問を解消している格好にもなるかもしれないなというところがあるというようなぐらいの意味かなというふうには思っておりますので、ほかの委員さんの方の意見も聞いてみたいところではあるのですけれども、最終的な結論というところで、不適切であるとまでは言いがたいといえばそのとおりなのかもしれないですけれども、判断し切れるものかどうかというのはあるのかなというふうには思っています。

大きいところでいけば、以上のような話の経過だったかなというふうに思います。

（桐田委員長）

それでは、菊池委員さんからお話あった御蔵の湯の件については、先ほど新旧対照表で書きかえたというような言い方いたしましたけれども、意見を伺った上で大分構成は変えております。菊池委員からご紹介ありましたように、不適切でないと言い切っていいのかという問題提起をいただいたところなので、どのような考え方で何をもって判断したかというところを、そういった視点でもって文章を書き込んだというところであります。したがって、御蔵の湯整備に関する確認事項という文書に何が書かれてあったのかをくどく引用した上で、その書きぶりをもって、あるいはその枠の中だけでという、菊池委員の話からするとそういったことなのかもしれませんが、そういった枠の中でどう判断したかというようなことを書いていただいています。

前回この分でもご指摘いただいた田口委員さんは、この部分については何か改めてご意見ありますでしょうか。

（田口委員）

菊池委員の意見等という文書も拝見させていただきまして、それで確かにおっしゃるような不適切か適切かという判断というのは多分難しいのだろうなというふうに思っております。今の時点でも難しいのだろうなと思っています。それを踏まえて、かなり大幅に修正していただいて、その結果、一概に不適切とは言いがたいという、ここが今の現段階で検証できる一つの結論かなというふうには考えております。

（桐田委員長）

そのほかの委員さん、この部分でもよろしいですし、ほかの部分でもご意見があればいただきたいと思います。

どうぞ。

（田口委員）

今の段階でこういう結論でいいと思うのですが、ただ県議会なり県民の方にこの検証委員会の結論を報告するときに、言いがたいという表現でいいかどうかというの、少し検討の余地があるのかなという気もします。つまりどっちなのだというふうに聞かれたときに、言いがたいのですという答えでいいのかどうかというのは検証委員会として一つの方向性を出しておいたほうがいいのかなと思っています。前回も判断しないというのはやっぱりまずいのだというふうにおっしゃられたので、ただ一応のどっちなのだと聞かれたときに、検証委員会としては一定の方向を示したほうがいいのだと思っています。

（桐田委員長）

今田口委員さんから重要なご意見がありました。前回、不適切とは言えないという書きぶりについて、今回は一概に不適切であるとまでは言いがたいということで、まだ委員会としての判断をし切ってはいないのではないかというご指摘もありましたが、この部分について何かご意見があれば、事務局でも書きぶりの方向性について作業しやすいと思われますが、何かいい案のご提案があればお願いしたいと思います。

何回目か、どなたの意見か忘れましたけれども、県の対応としては限界があったというような用語を言われた場面もありましたが、そういう何かここまでしか至らなかったというような言いぶりではいかがでしょうかということですが。

田口委員さんのご指摘はこのままの文章だとちょっと伝わりづらい可能性もあるというご指摘ですか。

（田口委員）

検証委員会として検証した範囲は多分ここまでだと思うのです。この文章はそれなりに一つの結論だと思っているのですが、ほかの方から聞かれた場合、では言いがたいというのはどっちなのだと聞かれるのではないでしょうか。この文章を素直に読めば不適切ではなかったというほうが強いのだと思うのですが、そういう結論で、それはいいと思うのですが、説明をきちんとできるかどうかなのです。つまり委員の方々は事情を理解していらっしゃるので、この文章で一つの結論だというのはわかるのですが、全く事情をご存じでなくて初めて聞いたときに、検証委員会としてきちんと検証したのかといったときに、この言いがたいというのはどっちなのだと聞かれたときに、委員長として答えづらいのかなと思うので、一定の方向を示しておいたほうがいいのかなと思っております。これよりもいい文章を何か考えろといっても難しいとは思うのですが、もう少しわかりやすいと言うと表現は悪いのですけれども、もう少し説明しやすい文章のほう

がいいのかなと思っております。

（桐田委員長）
小原委員。

（小原委員）
確かに今の１から４の内容は、今までの事務局側の説明からすると、こういうことに合致していればこれは適切な取り扱いだという説明だったように記憶しています、議事録なんか見ると。こういうものが要件に合致するから適切な取り扱いなのだけれども、たまたま精査をしていった段階でリースでないということが発覚したから不適切だということで補助金の返還を求めたのだという、そういう説明を受けたというふうに私は理解していますので、そういう意味では確かにこの１から４だけを見ると、これは適切だというふうにつながる説明のようになるので、ちょっとこの２行は舌足らずな説明になってしまうのかなという感じはします。というのは、今仮に同じような案件が出てきた場合に、相手が善良な受託者だった場合に、こういうものが認められるのかどうかという判断基準に照らし合わせたときにどうなのでしょうかということです。だから、ちゃんとこういう要件を満たしていれば、今でも認められる施設だったのだという説明であれば、やはりちょっと書きぶりは……。今冷静になって考えれば、当時はいいとした施設だったけれども、今の冷静になった基準で考えれば、１、２、３、４であっても、ちょっと認めがたいものだということであれば、そういう意味で説明するようなことであれば、こういう書き方もあるのかなという感じがしました。

（桐田委員長）
もし皆さんの中で、委員会の議論の集約とすればこの言葉が集約の結果だということであれば、それをどう説明していくかというのは、検証委員会から報告を受けた側の対応だということもありますので、委員会としてあえてこれ以上表現については触れないということもありますが、ただどういう方向だったのかという委員会の状況については共有したほうがいいのではないかというふうな田口委員のご意見だったのではないかと認識はしていますけれども、小原委員さんの発言も、このままの表現でもいいのだけれどもという、ただ……

（小原委員）
１から４というのがこれに合致していれば適切な対応だというような説明だと理解していますので、そうするとこの１行目の補助制度に合致しないものであるとは断定しがたい内容ということなのかなというのがうまくつながらないのかなと。

（桐田委員長）
岩渕委員さん、お願いします。

（岩渕委員）

ここの部分については、もう少し背景とかを加えればわかりやすくなるのかなと思って今お話を聞いていました。というのは、３行だけですと少しわかりにくい。報告書全体の中では、他の部分で触れられていると思うのですが、この判断した時点では確かに相手方に対する認識というのは全く現在とは違う認識でやっていたので、オール・ブリッジのこととかも、そこまで把握できていなかった段階だと思います。相手方をどういうふうに県のほうが見ていたかという背景が１つあると思いますし、もう一つはこれが確かに、リースであればいいのだという話なのですが、額が非常に高いというような問題もあると思うのです。例えばこれが全く使わないようなものをリースでやって、無駄なものであったら、ここの判断はまた変わっていたと思うのです、必要性とかもありますので。かなり微妙な判断をしたとは思うのですが、皆さんの認識が一致すればですが、当時の山田町の中にこういう入浴施設が必要であったという、必要性のこともあると思います。それをどうしても時期的なものでリースの金額が高くなってくると思うのです。年度の後半にできたりするとリースの金額も高くなってくる、ほかの単年度事業とか、あるいは１年延ばす事業にしろ、短期間しかリースできないために金額が高くなってくる。そういうのを含めて、必要性もあったというような、そういう認識があれば、結果的に、最終的にはこういった表現になっているのですけれども、当時そういうＮＰＯに対する不信感もない中で、町の回答とかも制度に合致していたので、しかも当時こういう入浴施設の必要性もあったような背景を鑑みれば、一概に不適切であるとまでは言いがたいというような、少し背景を丁寧に説明すればわかりやすくなるのかなという印象を私持っています。

以上です。

（桐田委員長）

ありがとうございました。町あるいは町民が入浴施設を必要としていたという事情の中で補助対象外ではない、リースですよという、そういう書きぶりがあったというような、そういうのをもうちょっと文章にしたらという……

（岩渕委員）

その状況、オール・ブリッジに対する認識とかも全く今とは違う認識の中での判断ですので、そこを書き加えれば何となくわかるのかなと。ちょっと皆さんの印象はわかりませんけれども。

（桐田委員長）

岩渕委員からそういったご意見もありましたが、そのほかの方々、この部分についてのご意見ありますでしょうか。

西出委員さんは何かご意見ありますか。

（西出委員）

私の気持ちとしては、不適切であるとまでは言いがたいまで言わなくても、前の感じで、不適切とまでは言えないレベルでいいと思っています。白黒どっちかといえば、適切だったと思っています。その理由というのは、岩渕委員さんがおっしゃっていましたけれども、そこの状況を考えないと、書面上でただ単にずさんだった、ずさんではないぐらいのところで判断できるものかと。それは何かというと、山田町独自のお風呂の問題というのは、キャンプ場とか等でそういう場所がなかったという事実がほかの地域と違ってあるわけです。何が言いたいかというと、需要がかなりあったと。そして、これをとめることによっていきなり、人件費として払われている　**（聴き取り不能）**　すなわち何かといえば、働いていらっしゃる方がいるわけです。その人たちに対して与えるインパクトというのはかなり大きいと。そういう諸事情を、バックグラウンドを踏まえた上で、担当者の方がそこまで会計のずさんの範囲、ずさんがあるとわかっている中で止める、止めないの議論が、そこまで白黒はっきりできたか、できないかと考えるとかなり……。結果的にはそのままいってしまったということで批判はされているけれども、その場で考えるとそういうバックグラウンドを抱えながらできるかというと、なかなかできないのではないかなと私は思う。少なくともいろんな人が失業した中で、仕事がない、ない、何とかして生活させてあげようという一心でこういうことをやっているわけです、緊急雇用事業の本質。ですから、ずさんというのは状況の程度によるのだという話になったら、今私が話していることはそれで終わってしまうというのはあるのですけれども、そういうような比較考量を考えるとなかなか不適切だったのではないかというのは、非常に判断として難しい。すなわちもっともっと議論と情報が要るのでしょうね。ただ、バックグラウンドを考えて、今の状況で白か黒かという話をすれば、私はあえて言えば適切であったと思っています。

もう一つ、田口委員さんおっしゃっていた、最終的にどう話をするかということになると、総括の部分で白黒言うべきではないかなと思います。ですから、総括の部分にまで曖昧な言葉を使うのであるならば、問題があると思うのです、最後の質問に対して。ですから、ここの部分で不適切であったと言いがたいとか、あったとかという議論はあるけれども、ほかのところでもいろんな切り口で検証しているわけですよね。だから、それを総合的に踏まえてどうあるかというところを総括に書くわけです。その総括が適切、不適切に対してメッセージとしてわかりやすく出していくというのが筋ではないですか。１カ所でどうのこうの、そこまでは考えなくていいと思います。というのが私の意見です。

（桐田委員長）

先ほど私も、個々の検証部分が次のあり方とか総括の部分にも影響してくる中でのご意見というふうなことをお願いしていたこともありますので、それでは……

菊池委員。

（菊池委員）

今の議論をお伺いしていて、私　**（聴き取り不能）**　どういう意味だったかということで言いたいのですけれども、御蔵の湯事業が不適切だったのではないかどうかとか、りばぁねっとは不適切だったのではないか　**（聴き取り不能）**　そういうのもわかった上で担当者はとめればよかったのではないかという話をし出すと、確かにちょっと難しいところがあって混沌としてくるところはあるのかもしれないのですが、私が言ったのは、１回、これ４月19日の、最初の資料の17の電話受付票というところがあるのですけれども、１回、材料費として四千何万円というのは建設・土木事業に該当するから対象外とすると担当者は回答しているのです。なので、それなりの根拠によって回答したはずなのです、担当者としては。それに対して、建設・土木事業ではないのかと質問したときに、リース料なのでということで回答が来ていると。それは、先ほど言ったように、善解すればそういうリース契約もあり得ないわけではないのでそういうふうに担当者は思ったのかなという意味で、一概に不適切とまでは言えないというふうなことも、それは間違いではないのかなという話だったのですけれども、その後、でもそれだけ　**（聴き取り不能）**　わからないなんていう話をしていたのは、既に完了確認した後で一括で建築材料費を払っているような格好になっていたはずなので、リース料として払ったと言われても、でももう払ったのですとか、あと建てる事業だという認識を持って補助対象外と判断したはずなので、本当にそういう疑念というのは解消されたのかなというところまで見ようとすれば、わからないのではないかなというような話をしていたということです。それは私の意見というところですので、今までお聞きしていて、そこまで厳密なものを求めないというのであれば、それは　**（聴き取り不能）**　というふうには思っています。意見としてはそういうことだということを申し上げておきます。

（桐田委員長）

今菊池委員がおっしゃった、県がとか、担当が示した懸念事項は、今回そういったご意見があったと思うので、そういうことがあった後に町から出された資料の記述を見ると、補助制度に合致しないものであるとは断定しがたいからというようなことで、そういう経緯を記述している部分がありますけれども、この件について事務局のほうで例えばもう少し背景、バックボーンとかを書き込んでみたらというご意見もありましたし、最初に補助対象外ではないかというふうな、そういった指摘の状況とか、そういったことについて口頭でこんな背景だったということを改めて説明することというのはありますか。今菊池委員が話しされたのは、対象外だと指摘したけれども、補助対象にしたという流れの中がしっくりこない部分があるような発言だったと思うのですけれども、その辺のことについて補足して解説するようなことというのはありますか。

お願いします。

（高橋特命参事兼雇用対策課長）

４月19日時点での担当者の見解が資料として出ておりますけれども、これは議会の中でも説明しておりましたけれども、基本的に県、これは行政体どこでも同じですが、意思決定としては組織としての決定をもって最終的な確定をいたしますが、その記録については検討過程の担当者の見解が記録されたというふうに考えております。そういう意味では、情報が不十分な中でいろいろ検討している一つの見方が示されたものだということであって、今委員からお話しのあったような見解は180度覆された形での見直しというところのものではないと考えております。当初の段階では、支出記録にあった材料費という項目の中に記載された建設会社への支払いであったという情報があります。それゆえに判断を保留して持ち帰ったわけでして、その検討の中で今ここに記載されている町に対する質問を記して回答をもらったということですので、最終的には補助対象としたということが宮古センターでの見解というふうに考えています。

（桐田委員長）

この辺は、そういった文章の中の行間にいろんな情報をまだ書き込む余地があるのではないかというご意見もありますので、そういった背景なども含めて記述していきたいと思います。

それから、文章とすれば、一概に不適切であるとまでは言いがたいということについては、こういった検証の個々の部分に対する委員会としての考え方の集約が総括にあらわれるものではないかというご意見もあったので、総括のところの書きぶりについてご意見を伺いながら、戻るところには戻っていいかと思います。

それでは、43ページ、44ページの総括の書き込みとか、書き加えとか、書きかえとか何カ所かやったわけですけれども、皆さん方の考え方と合致しているかどうかご意見を伺いたいと思います。

（菊池委員）

済みません、今の検証のところで、細かい話なのですけれども、後で事務局のほうと確認してやっていけばいいかなと思うようなところなのですけれども、21ページ、下から３段落目ですか、県が個別事業に直接関与しない理由はというようなところがあると思うのですけれども、２つ挙げられていまして、地方自治法221条２項の調査権は町にはあるが、県にはないというようなことがあったのですけれども、条文見ていると県にもあるような書きぶりになっていたように思いましたので、ここ誤りの可能性があるので、もう一度見直してほしいなというところと、それから後半のほうも、書いているのはそのとおり、　**（聴き取り不能）**　そのとおりなのかもしれませんけれども、県が関与をしない理由として挙げるのが合っているのかどうかというところが少し気になるところなので、もう一度精査をいただきたいなと思っていたところ　**（聴き取り不能）**　。

検証のところは以上です。

（桐田委員長）

今のところは確認をして、修正が必要であれば整理していきたいと思いますが、今この場で回答する内容というのはありますか。確認して見ていきますので、書きぶりを調整していきます。

（高橋特命参事兼雇用対策課長）
前段のほうの解釈は、補助金を受けて、さらにそれを補助金として交付する場合は、末端の先まで調査の権限が認められているけれども、補助金を受けて行う事業が委託契約でもって事業を行う場合は、委託先に対する調査権は補助金を交付した県にはないというふうに解釈をしておりました。条文の読み方としては、補助金等という書き方になっていますけれども、あくまでも補助金という形で間接補助されて流れていく場合は調査が及ぶけれども、委託契約になった場合は委託先には及ばないという、そういう解釈をしておりましたけれども、今の点については間違いがないか確認をします。

（桐田委員長）
岩渕委員。

（岩渕委員）
細かいことで恐縮ですが、その流れで次のページのほうに流れていって、通常の事務処理と比べて、例外的に、別の言い方をすれば通常行っていないということと思いますが、最後のほうで、事業運営について指導を行っていると、りばぁねっとに対して事業運営について指導を行っているとあるのですけれども、調査と指導は違うという見方でいいのでしょうか。

（桐田委員長）
お願いします。

（高橋特命参事兼雇用対策課長）
ここの22ページの事業運営について指導を行っているというのは、法律の根拠に基づいて指導を行ったものではないということです。これまでの委員会の議論の中で出た、山田町なり、それを受託した事業者、それと補助金を出している県との関係の中で、お互いの情報共有なり連携の一つの形としてここがあらわれているのだろうなと思います。それともう一つ、以前岩渕委員からもご指摘いただいておりましたけれども、当然当時の状況の中で町を支援しようという、そういった趣旨も打ち込まれていたのではないかと思います。あくまでもこれは法律に基づくものではありません。

（岩渕委員）
前回も意見としてしゃべらせていただいたのですが、これは宮古センターがりばぁねっとに対して指導をしたと、そうなのでしょうけれども、今の前段の前提からいけば、宮

古センターが町が行う指導を支援したという言い方が本当は正しいのかなという気はするのですが、細かいので、その辺は意見として。

（桐田委員長）
それでは、そのほか検証の部分でお気づきの点はありませんでしょうか。
それでは、43、44の総括の部分についてのご意見をお伺いしたいと思います。

（田口委員）
すみません。その前に、ここは議論が余り必要ないのかもしれませんが、36ページの下から５行目になるのですけれども、「市町村を確実に指導する」という、確実にというのがちょっと強い表現かなと思っていますので、ここは「市町村を指導することである」というぐらいのほうが、市町村の自治というのを考えると、適切かなと思っています。
あと、もう一カ所は、37ページの３行目になるのですけれども、私が発言した部分も入っているのですけれども、「役割と責任が相互に強化されるような、生きた関係を」という、生きた関係というのがよくわからないと思いますので、ここを「強化される関係を構築することが必要である」というほうが文章としてはわかりやすいのかなと思いました。
もう一点、38ページですけれども、上から５行目、事業計画チェックリストによる確認ということで、「県と市町村は事業が制度に合致しているかどうかを同一の視点で」という箇所があります。同一の視点というのは、委員会の意見では出たのですけれども、何か同じチェック項目を使って、それぞれの立場で確認できるというほうがいいのかなと。つまり県は県のチェックリストを使ってやる。町は町でまたその立場で確認するというほうが現実に合っているのかなと思いました。ちょっとそれは言葉の問題を含めてご検討をお願いいたします。

（桐田委員長）
ありがとうございます。
五月女委員さん、お願いします。

（五月女委員）
あわせて、36ページ、今ご指摘いただいたところの一番最後ですけれども、「県は、市町村の主体性を強化するためにも」とあるのですが、強化がよくわからないので、重視しとか、主体性を重視して市町村を尊重して、助言・指導とあるのですが、今回の中身はむしろ指導のほうが中心的な内容ですので、細かいのですけれども、指導・助言するというほうがいいかもしれないそこのところが１点気になりました。

（桐田委員長）

ありがとうございました。
菊池委員、お願いします。

（菊池委員）
同じページの３行目ですけれども、補助金適正化法に基づくというのが書いてあるのですが、私のほうでどこの条文のことを言っていたのかよくわからなかったので、可能であればここを明らかにするように改めてほしいなというふうに思います。

（桐田委員長）
先ほど事務局との間でも意見が交わされたように、今回の３者の構図の中で県がりばぁねっとにという部分についての立場については、ここに書いてあるとおりのことをしているのですけれども、それが何に基づくというのはしっかり整理をして書きたいと思います。
ちなみに、会計検査院も同じような状況に陥っているということは、情報としてご提供したいと思います。
そのほかよろしいですか。それでは、また気づいたらご発言いただきますけれども、総括の部分について気づいた点をお願いいたします。
大変申しわけありませんけれども、先ほど西出委員さんからもお話ありましたように、委員会としての考えはどうなのと問われた際の記述だとすれば、お一人お一人から意見を伺っておくべきではないかと思いますので、申しわけありませんが、順番にお聞きしていきたいと思います。
田口委員さん、いかがですか。

（田口委員）
総論的には、また二分法で話せば、適切か適切ではなかったかという部分だと、適切だということになると思うのですが、ただでは全部が適切だったかと言われると、過去の委員会で何回かお話ししたのですけれども、もう少し突っ込んだといいますか、ここでは今一歩出たということですけれども、もう少し気がついた部分があって、それに対処しておけばまた違った結論になったかもしれないという箇所があります。それは、書類上で審査したということで済ましていいのかなという疑問があります。つまり宮古センターのほうで、最低２回復命書という形でりばぁねっとに対して、山田町に対して助言、指導しています。このときに、どうしてもう一回助言・指導が実行されたかどうかというのを確認しなかったのかなという部分は、やはりもう少し岩手県としても行っておかなくてはいけなかった行為なのかなと思っています。したがって、二分法でいけば適切なのですけれども、少し欠けていたというよりも足さなくてはいけなかった部分が足せなかったというのが今回の私の一つの結論です。
以上です。

（桐田委員長）
ありがとうございます。
西出委員はいかがですか。

（西出委員）
今の二分法という話になれば適切なのでしょう。ただ、この委員会での話をすれば、先ほどの菊池委員さんの話と相通ずるところがあるのですけれども、それを判断するに見合うだけの資料、事実を考えていく上ではもっと必要なものがあるのです、情報として。それは何かというと、当時の中身、細かく突き詰めていくと、担当の方や、少なくともその上司等々の当時の状況を直接的に確認する何らかのすべは必要になってくるとか、それともう一つは山田町自体の考えがよくここでは見えていない。県が不適切だったという話になってくるときに、山田町はではどうだったのという議論がなかなかできない。それは、今裁判やっていますから、軽々にはいろんな話はできないという状況下にはあるので仕方ないと思うのですが、この議論を論じるとき、特に責任問題という話もしばしば出ましたが、責任を語る上では、誰が誰に対してどのようなことで責任があるのかという大前提を踏まえた上で議論をしないとフォーカスできないわけです。掘り下げて、議論ができて、白黒がつけにくい。責任、責任というのは、誰に対してなのか。県民に対してなのか、町民に対してなのか、町に対してなのか、りばぁねっとに対してなのか、その辺も全く見えない中で議論をすることが難しい。というところが一つの限界だと思います。しかしながら、そういうような諸条件というか、いろんな制約がある中で、時間の制約も含めて、やった結果としての判断としては、もう一度繰り返して申し上げると、適切、不適切であれば前者であろうと思っています。

（桐田委員長）
ありがとうございました。
岩渕委員さん、今両委員さんから全体的なお話ありましたけれども、書きぶりについてのご指摘でも構いませんので、そうではなくても構いませんので。

（岩渕委員）
報告書全体については、県の事務処理のあり方を検証するという意味では、おおむねこういう内容になるのではないかなというふうに考えていました。
あくまでも意見としてですが、総括の構成でも具体的にそういう県の事務処理を見た中ではこういう構成になると思うのですが、今回の事案について考えたときに、事務処理一つ一つを見て、県の対応としての事務処理が基準に合致しているか、また、リースか建設工事かみたいな、この判断を一生懸命して、結果的にそれが適切か、不適切かというような形での検証の流れで来たと思うのですが、私個人としては、ではこういう事案、どうやれば今後防げるのかというようなことを考えたときには、むしろ今回の県の対応というのは、細部は一生懸命確認なりチェックをして、いたと思いますが、結果的

に医は木を見て森を見ていないような感じになっていたのかなと。森を見ないというのは、包括的な相手方の適格性とか、受託者の適格性とか、そういうところを見る目というのが少し、そこが見抜けなかったがために結果的にこういう状況になったのかなという印象を持っていました。そういう意味で、44ページの下から２つ目のセンテンスのところです。事業の制度の正確な理解を啓発しというようなこのくだりですが、こういうところの徹底というのが大事になってくるのだなというふうな印象を持っていたという、感想みたいになります。

（桐田委員長）
小原委員さん、いかがですか。

（小原委員）
書いている内容については特にはないですけれども、やはりこの検証委員会が山田町の対応がよかった、悪かったというものを判断するのではなくて、県としてどういう対応ができたのだという、そこら辺の検証でスタートしていますから、なかなか見えない部分があるなというところは西出委員と同じような印象を持っているところです。
それとあとは、きょうの新旧対照表の中でも訂正のあった部分について関連して言えば、前回の大規模な震災津波被害の直後という特殊な状況下における事例というのを、今回の事案は不適切な事業受託者による事例というようなことで訂正になりましたけれども、根幹は確かに、前回岩渕委員から出たようにこういうことだと思いますけれども、大震災津波災害後のいろいろ業務が錯綜し、なおかつマンパワーも不足という特殊な状況下というところもあった点も事実だと思いますので、そういう中で不適切な事業受託者が出てきたということで発生した事例というのが正しい言い方なのかなというような感じがします。というのは、いろいろリース契約の設定、変更契約で金額が増えてきてはいますけれども、通常の平常時の審査体制でいけば恐らく気づけたのではないかというふうに私は個人的に感じています。なぜ気づけなかったかというのが、やはりものすごく業務が錯綜し、マンパワーも足りない中で、事業の中心は人件費、いわゆる雇用の確保という、そこに目が向いてしまうというのは、いたし方なかったと思います。２分の１という要件の中で、人件費以外の部分も認められるというチェックリストの中で、チェックリストを満たせば通していいという、通常であればちょっとここが金額増えているからもう少し掘り下げてやっていこうということで気づけたと思うのですけれども、当時の状況では気づけなかった部分があったのかなとそういうふうな感じがします。今平時の感覚で見ると、なぜ気づけなかったというふうに疑問に感じるところもあるわけですけれども、当時のものすごい業務量を持って、一人で業務を抱えていたというような状況の中で、果たしてそういう場面に自分が置かれた場合にどうだったのかなと考えると、私の場合は気づきましたと言うところまでの自信はないなというふうな感じがいたします。そこら辺がちょっと、背景がないままで結論めいたことを書いているから、初めて見る人にはわかりづらいのではないかと、そんな感じがいたします。

（桐田委員長）
ありがとうございました。
今岩渕委員さんの名前も出たのだけれども、特に今コメントはないですね。

（岩渕委員）
私が前回お話しした趣旨は、１つは震災直後という状況です。もう一つは、相手方の問題です。震災直後のマンパワーの不足もあります。県の事務量も増えて、どこまで町を支援できるかという問題もあります。ただ、今回の事案のもともとというのは、そういう震災が大変だからというのもあるのですが、相手方の問題が結果としては大きかった。そういう悪意を持って県の事業を実施しようという人が入ってきたときに、それを防ぐというのは基本的には本当に困難だと思います。何も悪い人ではないというふうな前提で入ってきて契約して、前払い金払ったらば事業を実施しなかったというようなことをされたらば、立派な事業計画書を作っていてそういうことをやられたら何ともならない話です。震災の混乱と相手方の問題、両方あるのだろうなというふうな認識をしております。

（桐田委員長）
ありがとうございました。
菊池委員さん、いかがですか。

（菊池委員）
43ページの下から２つ目のセンテンスのところです。まず、冒頭申し上げましたけれども、 **（聴き取り不能）** 適切であったかどうか **（聴き取り不能）** おりますので、そういう立場からすれば、もう少し審査に対する **（聴き取り不能）** が変わってくるのかなというふうには思いますけれども、そうではなくて審査が適切であったという話なのであれば、ここに書いてあるとおりなのかなというふうには思うところです。 **（聴き取り不能）** 話したけれども、例えばマンパワーだとかの関係で担当者が大変だったのではないかとか、そういう話は非常にわかるところではあるのですけれども、意見として出したので見ておられたかもしれませんけれども、そういったところというのは審査の対応とは別の問題であるので、そういったことを無視して私が疑念があるとかと言っているわけではないということはお伝えしておきたいというふうに思います。
私としては以上です。

（桐田委員長）
五月女委員さん、いかがですか。

（五月女委員）

私も結論としまして、今回の委員会に出された、限られた資料だと思いますけれども、限られたその資料ですとか、また当時のさまざまな背景等を鑑みれば、県の判断ですとか内容については一定の理由があったといいますか、妥当性があったというような結論なのかなと思います。今回の結論のように、今回の事例を踏まえてさらに改善していくべきところは改善していくというようなまとめ方でいいのではないかなと思っております。

（桐田委員長）

ありがとうございました。

全体的には、書きぶりについてご了解いただいたと考えております。時間があっという間にたってしまったので、あとは執行管理のあり方ということで、Ｖの35ページから39ページまでありまして、今回３項目ぐらい新旧対照表というのを出しましたが、それ以外の部分で書きぶりとして修正したほうがいいという部分があればご指摘いただきたいと思います。幾つかもう既に意見はいただきましたが、それ以外の部分で何か気づいた点があればお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、あと全体を見渡して、特に何かご発言がある方があればお願いしたいと思います。

それでは、本日もいろいろご意見伺ったので、修正する箇所も幾つかあったので、念のために確認をしてまいります。21から22ページの１行目、２行目のところで、例外的にという言葉ではなくて、通常行っていないというような言いぶりとか、指導を行ったというのを指導を支援したという書きぶりとか、それから30ページの御蔵の湯のところについては、その当時の状況をバックボーンとしてどうだったというあたりを書き込んでみたらというご意見をいただいたところです。31ページの最後の段落の一度感じたというような、そういったちょっとほかの文でもそういう感覚的な用語については置きかえたほうがいいという、あるいは削除したほうがいいというような意見がございましたので、語句の整理をいたします。それから、36ページの下のほうの市町村の主体性をというところについても、強化よりも重視のほうがいいのではないか。あるいは37ページの生きた関係というのは、強化される関係に置きかえる。それから、38ページの③の事業計画チェックによる確認のところは、最後の行で同一の視点というのをそれぞれの立場というような、そういう書きぶりとか、そういったご意見、多くの修正の部分ともうちょっと膨らませるような記述がというご意見もあったので、それ以外の部分も含めてもう一度事務局で語句の使い方など整理したいと思います。

それから、菊池委員さんのほうから、引用している法律関係についての関連性の確かさについての確認の必要性もいただきましたので、整理したいと思います。

報告書の完成形に向けての修正箇所のご意見は今のような分があったと受けとめておりますが、それ以外の修正箇所、あるいは記述箇所はなかったでしょうか。

それでは、もし意見がないようであれば、今後の段取りなどについてのご説明に移りたいと思いますが、よろしいですか。今回出した報告書は、先ほど言いましたとおり、前

回いただいた意見に基づいて修正したものをさらに本日、先ほど言った箇所について確認をとりながら至急最終形に向けての調整をしていきたいと思います。その最終形にしたものを委員さん方に確認をとることもありますが、語句の修正の部分については具体的なご意見もいただいたのでお任せいただければと思います。ただ、お任せいただいたようにこんなふうに直しましたよというのは皆さん方に改めて送付をして、気づいた点があるかないかについてはご意見を伺って、それを最終形としたいと思います。まず、その作業は速やかにやりますが、現在この委員会の結果については商工労働観光部長に報告をして、議会に報告をするという段取りでありましたが、現在議会への報告については事務局の想定でありますけれども、３月４日に商工文教委員会の常任委員会が開催日程に入っておりますので、そこを目指して取り組みを進めていきたいと思っておりますので、お知らせいたします。

それでは、まだ完成版という形には終了いたしませんでしたが、今言ったような段取りで完成に向けての作業をさせていただいてよろしいでしょうか。

「はい」の声あり

（桐田委員長）

ありがとうございます。それでは、速やかに作業をして、完成版については今言った段取りの前に皆さん方の確認をちゃんと取りたいと思います。

３　その他

（桐田委員長）

それでは昨年12月から本日まで委員会を６回、現地調査を１回ということで、７回、いろいろ限られた時間と資料と情報でもって真摯なご意見をいただいて大変ありがとうございました。もう一度繰り返しますが、今お手元にあるのは完成版に至らなかったのは努力が足りなくて大変申しわけありませんでしたが、速やかに完成版にいたしまして皆様のもとにお届けしたいと思います。

４　閉　会

（桐田委員長）

それでは、山田町災害復興支援事業等検証委員会につきましては本日で終了したいと思います。大変ありがとうございました。